

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
1-1	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等	文化財保護法	第192条の4第2項及び第3項	生涯学習部	文化芸術課
2-1	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項	総務部	自治防災課
2-2	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項	総務部	自治防災課
2-3	地縁による団体の認可の取消し	地方自治法	第260条の2第14項	総務部	自治防災課
2-4	危険物質等の取扱者の措置命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第103条第3項	総務部	自治防災課
2-5	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項	総務部	自治防災課
3-1	改善勧告及び改善命令	悪臭防止法	第8条第1項及び第2項	環境先進都市推進部	環境政策課
3-2	事故時の応急措置命令	悪臭防止法	第10条第3項	環境先進都市推進部	環境政策課
3-3	報告及び検査	悪臭防止法	第20条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-4	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第2項	環境先進都市推進部	環境政策課
3-5	勧告及び変更命令	浄化槽法	第5条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-6	保守点検又は清掃についての改善命令等	浄化槽法	第12条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-7	報告徴収、立入検査等	浄化槽法	第53条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-8	計画変更勧告	振動規制法	第9条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-9	改善勧告及び改善命令	振動規制法	第12条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-10	改善勧告及び改善命令	振動規制法	第15条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-11	報告及び検査	振動規制法	第17条	環境先進都市推進部	環境政策課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
3-12	計画変更勧告	騒音規制法	第9条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-13	改善勧告及び改善命令	騒音規制法	第12条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-14	改善勧告及び改善命令	騒音規制法	第15条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-15	報告及び検査	騒音規制法	第20条	環境先進都市推進部	環境政策課
3-16	浄化槽の清掃について必要な指示	浄化槽法	第41条第1項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-17	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-18	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-19	一般廃棄物処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-20	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-21	一般廃棄物処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-22	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第1号	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-23	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4第1項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-24	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第2項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-25	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第3項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-26	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第4項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
3-27	事業の廃止等についての措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項	環境先進都市推進部	資源循環推進課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
3-28	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4の2第1項	環境先進都市推進部	資源循環推進課
4-1	個人番号カードの返納命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	第16条第1項	市民生活部	市民課
4-2	墓地等の許可取消し、使用禁止等	墓地、埋葬等に関する法律	第19条	市民生活部	火葬場整備推進課
4-3	保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律	第104条	市民生活部	保険医療課
4-4	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法	第42条第2項	市民生活部	保険医療課
4-5	故意の場合の給付制限	国民健康保険法	第60条	市民生活部	保険医療課
4-6	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法	第61条	市民生活部	保険医療課
4-7	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法	第62条	市民生活部	保険医療課
4-8	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法	第63条	市民生活部	保険医療課
4-9	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2第2項及び第3項	市民生活部	保険医療課
4-10	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法	第65条第1項	市民生活部	保険医療課
4-11	国保医に対する連帯納付命令	国民健康保険法	第65条第2項	市民生活部	保険医療課
4-12	療養取扱機関の費用納付命令等	国民健康保険法	第65条第3項	市民生活部	保険医療課
4-13	保険料の徴収	国民健康保険法	第76条	市民生活部	保険医療課
4-14	保険料の滞納にかかる資格確認書の返還等	国民健康保険法施行規則	第27条の5の2第1項	市民生活部	保険医療課
5-1	勧告に係る措置命令	社会福祉法	第56条第6項	健康福祉部	地域福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-2	措置命令不履行に対する業務停止等	社会福祉法	第56条第7項	健康福祉部	地域福祉課
5-3	法令違反等による解散命令	社会福祉法	第56条第8項	健康福祉部	地域福祉課
5-4	公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法	第57条	健康福祉部	地域福祉課
5-5	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等	社会福祉法	第73条において準用する第72条	健康福祉部	地域福祉課
5-6	共同募金会に対する解散命令	社会福祉法	第121条	健康福祉部	地域福祉課
5-7	不正利得の徴収	生活困窮者自立支援法	第18条	健康福祉部	地域福祉課
5-8	職権による保護の変更	生活保護法	第25条第2項	健康福祉部	地域福祉課
5-9	保護の停止、廃止	生活保護法	第26条	健康福祉部	地域福祉課
5-10	報告又は調査に応じないときの保護廃止等	生活保護法	第28条第5項	健康福祉部	地域福祉課
5-11	保護の変更、停止、廃止	生活保護法	第62条	健康福祉部	地域福祉課
5-12	費用返還額決定	生活保護法	第63条	健康福祉部	地域福祉課
5-13	扶養義務者からの費用徴収	生活保護法	第77条	健康福祉部	地域福祉課
5-14	保護を受けた者からの費用徴収	生活保護法	第77条の2	健康福祉部	地域福祉課
5-15	不正受給者からの費用徴収	生活保護法	第78条	健康福祉部	地域福祉課
5-16	障害児通所給付費支給決定の取消し	児童福祉法	第21条の5の9	健康福祉部	障がい福祉課
5-17	障害福祉サービス提供の措置解除	児童福祉法	第21条の6	健康福祉部	障がい福祉課
5-18	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等	児童福祉法	第24条の36	健康福祉部	障がい福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-19	指定障害児相談支援事業者に対する勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の35第3項	健康福祉部	障がい福祉課
5-20	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に対する勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の40第3項	健康福祉部	障がい福祉課
5-21	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項	健康福祉部	障がい福祉課
5-22	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等	児童福祉法	第57条の2第1項及び第2項	健康福祉部	障がい福祉課
5-23	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第8条	健康福祉部	障がい福祉課
5-24	支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第25条第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-25	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-26	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	健康福祉部	障がい福祉課
5-27	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項	健康福祉部	障がい福祉課
5-28	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項	健康福祉部	障がい福祉課
5-29	支給認定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-30	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の6第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-31	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の55第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-32	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法	第17条の2第1項第3号	健康福祉部	障がい福祉課
5-33	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	身体障害者福祉法	第18条	健康福祉部	障がい福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-34	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法	第38条第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-35	障害福祉サービスの提供措置の解除	知的障害者福祉法	第15条の4	健康福祉部	障がい福祉課
5-36	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第1号	健康福祉部	障がい福祉課
5-37	障害者支援施設等への入所措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第2号	健康福祉部	障がい福祉課
5-38	職親委託措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第3号	健康福祉部	障がい福祉課
5-39	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法	第27条第1項	健康福祉部	障がい福祉課
5-40	障害児福祉手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条	健康福祉部	障がい福祉課
5-41	障害児福祉手当の支給の制限1	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第20条	健康福祉部	障がい福祉課
5-42	障害児福祉手当の支給の制限2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第21条	健康福祉部	障がい福祉課
5-43	障害児福祉手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第22条第2項	健康福祉部	障がい福祉課
5-44	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第24条	健康福祉部	障がい福祉課
5-45	障害児福祉手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	健康福祉部	障がい福祉課
5-46	障害児福祉手当の調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	健康福祉部	障がい福祉課
5-47	手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	健康福祉部	障がい福祉課
5-48	特別障害者手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の2	健康福祉部	障がい福祉課
5-49	特別障害者手当の支給の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の4	健康福祉部	障がい福祉課
5-50	特別障害者手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-51	特別障害者手当の調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-52	特別障害者手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-53	特別障害者手当の支給の制限1	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-54	特別障害者手当の支給の制限2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-55	特別障害者手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-56	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	健康福祉部	障がい福祉課
5-57	不正利得の徴収	介護保険法	第22条	健康福祉部	高齢福祉課
5-58	職権による要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第30条第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-59	要介護認定の取消し	介護保険法	第31条第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-60	職権による要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の3第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-61	要支援認定の取消し	介護保険法	第34条第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-62	保険給付の制限	介護保険法	第63条	健康福祉部	高齢福祉課
5-63	保険給付の制限	介護保険法	第64条	健康福祉部	高齢福祉課
5-64	保険給付の制限	介護保険法	第65条	健康福祉部	高齢福祉課
5-65	保険料滞納者に係る支払方法の変更	介護保険法	第66条第1項及び第2項	健康福祉部	高齢福祉課
5-66	保険給付の支払の一時差止	介護保険法	第67条第1項及び第2項	健康福祉部	高齢福祉課
5-67	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	介護保険法	第68条第1項及び第2項	健康福祉部	高齢福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-68	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法	第69条第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-69	指定の取消し等	介護保険法	第78条の10	健康福祉部	高齢福祉課
5-70	措置命令	介護保険法	第78条の9第3項	健康福祉部	高齢福祉課
5-71	勧告に係る措置命令	介護保険法	第83条の2	健康福祉部	高齢福祉課
5-72	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	介護保険法	第84条	健康福祉部	高齢福祉課
5-73	指定の取消し等	介護保険法	第115条の19	健康福祉部	高齢福祉課
5-74	指定の取消し等	介護保険法	第115条の29	健康福祉部	高齢福祉課
5-75	勧告に係る措置命令	介護保険法	第115条の45の8	健康福祉部	高齢福祉課
5-76	指定事業者の指定の取消し等	介護保険法	第115条の45の9	健康福祉部	高齢福祉課
5-77	措置命令	介護保険法	第115条の18第3項	健康福祉部	高齢福祉課
5-78	措置命令	介護保険法	第115条の28第3項	健康福祉部	高齢福祉課
5-79	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	介護保険法	第115条の34第3項	健康福祉部	高齢福祉課
5-80	保険料額の決定	介護保険法	第129条第1項及び第2項	健康福祉部	高齢福祉課
5-81	在宅サービスの提供に係る措置の解除	老人福祉法	第10条の4第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-82	日常生活用具の給付等の措置の解除	老人福祉法	第10条の4第2項	健康福祉部	高齢福祉課
5-83	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	老人福祉法	第11条第1項	健康福祉部	高齢福祉課
5-84	入所措置費用の徴収	老人福祉法	第28条第1項	健康福祉部	高齢福祉課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
5-85	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項	健康福祉部	健康増進課
5-86	物件に係る措置の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第3項	健康福祉部	健康増進課
5-87	賠償受給による給付の制限	予防接種法	第18条第1項	健康福祉部	健康増進課
5-88	賠償受給額相当額の返還命令	予防接種法	第18条第2項	健康福祉部	健康増進課
5-89	不正受給者からの給付額の徴収	予防接種法	第19条第1項	健康福祉部	健康増進課
5-90	予防接種の実費の徴収	予防接種法	第28条	健康福祉部	健康増進課
5-91	障害年金の給付の額の改定	予防接種法施行令	第15条	健康福祉部	健康増進課
5-92	命令に従わない場合の給付差止め	予防接種法施行令	第16条第2項	健康福祉部	健康増進課
6-1	受給資格の喪失	児童手当法	第4条	こども未来部	子育て支援課
6-2	手当の不支給	児童手当法	第10条	こども未来部	子育て支援課
6-3	調査拒否等による手当支払差止め	児童手当法	第11条	こども未来部	子育て支援課
6-4	支払いの調整	児童手当法	第13条	こども未来部	子育て支援課
6-5	不正利得の徴収	児童手当法	第14条第1項	こども未来部	子育て支援課
6-6	児童扶養手当の受給資格の喪失	児童扶養手当法	第4条	こども未来部	子育て支援課
6-7	児童扶養手当の支給の調整	児童扶養手当法	第4条の2	こども未来部	子育て支援課
6-8	受給資格者の所得による支給の制限 <sup>2</sup>	児童扶養手当法	第9条の2	こども未来部	子育て支援課
6-9	受給資格者の所得による支給の制限 <sup>1</sup>	児童扶養手当法	第9条第1項	こども未来部	子育て支援課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
6-10	父又は母に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第10条	こども未来部	子育て支援課
6-11	養育者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第11条	こども未来部	子育て支援課
6-12	児童扶養手当の返還	児童扶養手当法	第12条第2項	こども未来部	子育て支援課
6-13	母、父又は養育者に対する手当の支給制限	児童扶養手当法	第13条の2	こども未来部	子育て支援課
6-14	受給資格者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第13条の3第1項	こども未来部	子育て支援課
6-15	規定違反に対する支給の制限	児童扶養手当法	第14条	こども未来部	子育て支援課
6-16	届出等不履行の支払の差止め	児童扶養手当法	第15条	こども未来部	子育て支援課
6-17	不正利得の徴収	児童扶養手当法	第23条第1項	こども未来部	子育て支援課
6-18	児童扶養手当の手当の支払の調整	児童扶養手当法	第31条	こども未来部	子育て支援課
6-19	事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法	第21条の13	こども未来部	子育て支援課
6-20	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の2	こども未来部	子育て支援課
6-21	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条の2	こども未来部	子育て支援課
6-22	診療報酬の支払いの一時差止め	母子保健法	第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項	こども未来部	子育て支援課
6-23	費用の徴収	母子保健法	第21条の4第1項	こども未来部	子育て支援課
6-24	助産の実施の解除	児童福祉法	第22条	こども未来部	こども家庭課
6-25	母子保護の実施の解除	児童福祉法	第23条	こども未来部	こども家庭課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
6-26	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項	こども未来部	こども家庭課
6-27	特定保育所の保育費用の徴収	子ども・子育て支援法	附則第6条第4項	こども未来部	保育課
6-28	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)	こども未来部	保育課
6-29	教育・保育給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第24条第1項	こども未来部	保育課
6-30	施設等利用給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第30条の9第1項	こども未来部	保育課
6-31	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第39条第4項	こども未来部	保育課
6-32	特定教育・保育施設の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条第1項	こども未来部	保育課
6-33	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第51条第3項	こども未来部	保育課
6-34	特定地域型保育事業者の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第52条第1項	こども未来部	保育課
6-35	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第57条	こども未来部	保育課
6-36	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第58条の9第5項	こども未来部	保育課
6-37	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第58条の10第1項	こども未来部	保育課
6-38	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除	児童福祉法	第24条第5項及び第6項	こども未来部	保育課
6-39	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	児童福祉法	第25条の7第1項第2号	こども未来部	保育課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
6-40	家庭的保育事業等に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項	こども未来部	保育課
6-41	家庭的保育事業等の停止命令等	児童福祉法	第34条の17第4項	こども未来部	保育課
6-42	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項	こども未来部	保育課
6-43	公私連携保育法人の指定の取消し	児童福祉法	第56条の8第11項	こども未来部	保育課
6-44	家庭的保育事業等の認可の取消し	児童福祉法	第58条第2項	こども未来部	保育課
6-45	公私連携法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項	こども未来部	保育課
7-1	変更命令	工場立地法	第10条第1項	産業観光部	商工観光課
7-2	法令等違反に対する措置命令	商店街振興組合法	第85条	産業観光部	商工観光課
7-3	組合に対する解散の命令	商店街振興組合法	第86条	産業観光部	商工観光課
7-4	高度化事業計画の認定の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	産業観光部	商工観光課
7-5	認定の取消し	市民農園整備促進法	第9条及び第10条	産業観光部	農林振興課
7-6	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項	産業観光部	農林振興課
7-7	経営管理権集積計画の取消し	森林経営管理法	第8条	産業観光部	農林振興課
7-8	経営管理実施権配分計画の取消し	森林経営管理法	第40条第2項	産業観光部	農林振興課
7-9	災害等防止措置命令	森林経営管理法	第42条第1項	産業観光部	農林振興課
7-10	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9	産業観光部	農林振興課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
7-11	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項	産業観光部	農林振興課
7-12	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条	産業観光部	農林振興課
7-13	措置命令(当該許可に係る条件に違反した者に対するものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	産業観光部	農林振興課
7-14	許可の取消し(当該許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	産業観光部	農林振興課
7-15	登録の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	産業観光部	農林振興課
7-16	措置命令(当該許可を受けた者に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項	産業観光部	農林振興課
7-17	許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項	産業観光部	農林振興課
7-18	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項	産業観光部	農林振興課
7-19	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項	産業観光部	農林振興課
7-20	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項	産業観光部	農林振興課
7-21	農用地利用集積計画の取消し	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項	産業観光部	農林振興課
7-22	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項	産業観光部	農林振興課
7-23	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項	産業観光部	農林振興課
7-24	措置命令	農地法	第42条第1項	産業観光部	農林振興課
7-25	設備整備計画の認定の取消し	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第3項	産業観光部	農林振興課
7-26	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項	産業観光部	農地整備課
7-27	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項	産業観光部	農地整備課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
7-28	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項	産業観光部	農地整備課
7-29	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項	産業観光部	農地整備課
7-30	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項	産業観光部	農地整備課
7-31	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項	産業観光部	農地整備課
7-32	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項	産業観光部	農地整備課
7-33	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第6項	産業観光部	農地整備課
7-34	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-35	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-36	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-37	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-38	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-39	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	産業観光部	農地整備課
7-40	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項	産業観光部	農地整備課
7-41	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条	産業観光部	農地整備課
7-42	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第16条第3項(第17条第4項において準用する場合を含む。)	産業観光部	農地整備課
8-1	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等	景観法	第17条第1項	まちづくり推進部	都市計画課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-2	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	景観法	第17条第5項	まちづくり推進部	都市計画課
8-3	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	景観法	第23条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-4	景観重要建造物の管理改善の措置命令	景観法	第26条	まちづくり推進部	都市計画課
8-5	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	景観法	第32条第1項において準用する第23条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-6	景観重要樹木の管理改善の措置命令	景観法	第34条	まちづくり推進部	都市計画課
8-7	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-8	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-9	景観整備機構に対する業務改善命令	景観法	第95条第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-10	景観整備機構の指定の取消し	景観法	第95条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-11	生産緑地内の原状回復命令等	生産緑地法	第9条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-12	土地の原状回復又は建築物等の移転等の命令	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第6項	まちづくり推進部	都市計画課
8-13	受益者負担金の徴収	都市計画法	第75条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-14	受益者負担金の督促	都市計画法	第75条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-15	業務運営改善の措置命令等	都市計画法	第75条の7第2項及び第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-16	許可等の取り消し、建築物除却命令等	都市計画法	第81条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-17	違反行為に対する措置命令	都市再開発法	第7条の5第1項	まちづくり推進部	都市計画課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-18	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項において準用する第99条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-19	費用の督促(第99条第4項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項において準用する第99条第4項	まちづくり推進部	都市計画課
8-20	清算金の徴収	都市再開発法	第104条	まちづくり推進部	都市計画課
8-21	清算金の督促	都市再開発法	第106条第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-22	延滞金の徴収	都市再開発法	第106条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-23	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	都市再開発法	第111条において準用する法第104条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-24	清算金の徴収	都市再開発法	第118条の24第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-25	清算金の督促(第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項において準用する法第106条第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-26	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項において準用する法第106条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-27	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項において準用する第106条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-28	物件の移転命令	都市再開発法	第118条の27第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-29	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項において準用する法第99条の8第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-30	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項において準用する法第99条の8第2項	まちづくり推進部	都市計画課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-31	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項において準用する第99条の8第5項において準用する第99条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-32	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項において準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-33	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-34	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項において準用する法第118条の24第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-35	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項において準用する第118条の24第2項において準用する第106条第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-36	公共施設管理者に対する負担金の請求	都市再開発法	第121条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-37	勧告履行命令	都市再生特別措置法	第62条の10第5項	まちづくり推進部	都市計画課
8-38	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条	まちづくり推進部	都市計画課
8-39	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-40	改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項	まちづくり推進部	都市計画課
8-41	緑地保全地域における行為の禁止等の命令	都市緑地法	第8条第2項	まちづくり推進部	都市計画課
8-42	原状回復命令等	都市緑地法	第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)	まちづくり推進部	都市計画課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-43	違反建築物に対する措置命令	都市緑地法	第37条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-44	改善命令	都市緑地法	第64条	まちづくり推進部	都市計画課
8-45	認定の取消し	都市緑地法	第65条	まちづくり推進部	都市計画課
8-46	推進法人に対する改善命令	都市緑地法	第84条	まちづくり推進部	都市計画課
8-47	推進法人の指定の取消し	都市緑地法	第85条第1項	まちづくり推進部	都市計画課
8-48	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条	まちづくり推進部	土木管理課
8-49	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条	まちづくり推進部	土木管理課
8-50	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条	まちづくり推進部	土木管理課
8-51	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-52	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-53	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-54	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-55	ダムの操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項	まちづくり推進部	土木管理課
8-56	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項	まちづくり推進部	土木管理課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-57	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-58	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-59	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-60	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項	まちづくり推進部	土木管理課
8-61	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-62	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-63	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項	まちづくり推進部	土木管理課
8-64	改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項	まちづくり推進部	土木管理課
8-65	是正命令	駐車場法	第19条	まちづくり推進部	土木管理課
8-66	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条	まちづくり推進部	土木管理課
8-67	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-68	是正のための措置命令	道路法	第39条の9	まちづくり推進部	土木管理課
8-69	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項及び第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-70	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-71	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2	まちづくり推進部	土木管理課
8-72	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項	まちづくり推進部	土木管理課
8-73	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の4第2項	まちづくり推進部	土木管理課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-74	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の14第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-75	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12	まちづくり推進部	土木管理課
8-76	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16	まちづくり推進部	土木管理課
8-77	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-78	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項	まちづくり推進部	土木管理課
8-79	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等	道路法	第48条の62第2項及び第3項	まちづくり推進部	土木管理課
8-80	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-81	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項	まちづくり推進部	土木管理課
8-82	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条	まちづくり推進部	土木管理課
8-83	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-84	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-85	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-86	負担金等の督促	道路法	第73条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-87	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第39条第1項及び第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-88	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第40条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-89	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第44条第3項及び第4項	まちづくり推進部	土木管理課

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
8-90	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第48条第1項及び第2項	まちづくり推進部	土木管理課
8-91	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する法第48条第4項	まちづくり推進部	土木管理課
8-92	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第71条第1項	まちづくり推進部	土木管理課
8-93	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項において準用する第71条第2項	まちづくり推進部	土木管理課
9-1	給水停止命令(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第37条	上下水道部	お客様サービス課
10-1	学校施設の返還命令	学校施設の確保に関する政令	第4条	教育部	教育総務課
10-2	学校施設にある工作物等移転命令	学校施設の確保に関する政令	第15条	教育部	教育総務課
10-3	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令	児童福祉法	第34条の8の3第3項	教育部	社会教育課
10-4	放課後児童健全育成事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の8の3第4項	教育部	社会教育課
10-5	公民館の事業・行為の停止命令	社会教育法	第23条及び第40条第1項	教育部	社会教育課
11-1	職員団体規約の認証の取消し	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第8条第1項	その他の事務局	公平委員会事務局
11-2	職員団体の登録取消し、効力停止	地方公務員法	第53条第6項	その他の事務局	公平委員会事務局
11-3	特定農地貸付の承認の取消し	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項	その他の事務局	農業委員会事務局
11-4	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等	農地法	第3条の2第2項	その他の事務局	農業委員会事務局
11-5	違反転用に対する処分	農地法	第51条第1項	その他の事務局	農業委員会事務局

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
12-1	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項	その他	事業実施課
12-2	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	その他	事業実施課
12-3	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項	その他	事業実施課
12-4	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項	その他	事業実施課
12-5	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第22条第3項	その他	担当部署未定
12-6	監督処分	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第104条	その他	担当部署未定
12-7	業務運営改善の措置命令等	地域再生法	第22条第2項及び第3項	その他	担当部署未定
12-8	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条	その他	担当部署未定
12-9	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項	その他	担当部署未定
12-10	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項	その他	担当部署未定
12-11	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項	その他	担当部署未定
12-12	事業計画の認定の取消し	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第7条第2項	その他	担当部署未定
12-13	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項	その他	担当部署未定
12-14	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項	その他	担当部署未定
12-15	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項	その他	担当部署未定
12-16	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項	その他	担当部署未定
12-17	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項	その他	担当部署未定

番号	処分の概要	法令(例規)名	根拠条項	担当部	担当課
12-18	監督処分	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の3	その他	担当部署未定
12-19	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第118条第1項	その他	担当部署未定